

基 調 提 案

1. はじめに

今年には日本国内でも9月の台風15号、10月の台風19号と立て続けに豪雨災害にみまわれ、地球環境の劇的な悪化が実感されました。同じ9月に国連で開催された気候行動サミットでは、スウェーデンの環境活動家グレタ・トゥンベリさん（16才）が、1970年代半ばから、すでに世界の科学者が示していた炭素排出の影響と気候変動の関係について、人類が何らの対処もしてこなかったことに対し激しく批判し、演説後には12か国の少年少女16人とともに、国連子どもの権利委員会に「気候危機は子どもたちの権利の危機だ」として、救済を申し立てました。グレタさんは会見で「子どもの権利条約ができて30年、世界のリーダーたちは私たちの権利を守るという約束を破り続けてきた」と訴えました。世界中の子どもたち、若者たちが、自分たちの住まいであるこの地球そのものが、瀕死の状況であり、命が脅かされ、これまでの経済効率第一という考え方では未来が閉ざされてしまうと訴えているのです。転じて、この会議の場に、日本の安倍首相は同席もせず、CO₂の具体的な削減方法を示すことなく、漫然と石炭などの化石燃料に依存し続ける姿勢を崩していません。

今、まさに、環境問題が人権問題であるとの認識に至っている世界の状況から、目をそらし続けるその日本政府の姿勢こそが、私たちが長年のぞんできた「人権侵害救済法」の制定がかなわない現状に呼応しています。

子どもたちが、自分たちの日常を犠牲にして、大人たちに訴えざるを得ない状況を生んでしまった責任を痛感すると同時に、その訴えこそが希望であると受け止め、行動に結び付けたいものです。

安倍政権はこの間、人権課題については個別に対応するとして、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法、アイヌ施策推進法の制定をはじめ、DV防止法や子どもの貧困対策法の改正などが実現してきました。また、LGBTQ（性的少数者）に関する法案も議論されています。各々個別課題の当事者は、これらの法律をつかって差別解消に向けた取り組みを強化させてはいるものの、課題を横断した「人権」という視点を獲得するには至らず、

「差別禁止」という明確な目標を明文化できないもどかしさを拭うことが出来ません。来年の「東京オリンピック」を見据えた、対外的なポーズを兼ねた個別法の制定ですが、一方で、入管収容施設では難民申請者の長期拘留をめぐる人権侵害によって、自殺者まで出してしまう事態が横行しています。

2 『人権侵害救済法』制定が望まれる現状について

憲法は国の最高法規であり、それに合わせて立法府であるところの国会が、様々な法制定をすることになりますが、憲法の次に上位となるのが、国が締結した各種条約です。国連が定めた人権条約を日本もまた締結していて、条約に沿った法制定は国の責務となり、立法府がそれを怠ることは本来許されないことです。日本は国際人権規約の社会権規約・自由権規約ともに1979年に批准しましたが、度重なる勧告を無視して国内人権委員会の設置法を制定していません。また個人通報制度を定めた第1選択議定書、死刑制度の廃止を求めた第2選択議定書も批准していません。

さらに現在問題となっているのは、1965年に国連で採択され、日本が1995年に批准した人種差別撤廃条約において、人種の概念規定に関して「世系」が部落に含まれるかどうかについて、日本の外務省がそれを認めていないという現状です。「部落差別解消推進法」において、部落差別が存在することをはっきりと認めた事実から、日本政府は国連に対して、部落差別の実態を人種差別撤廃委員会に報告するとともに、差別解消に向けた取り組みを示すべきです。

昨年京都市が行った市民意識調査では、約2割の市民が今も部落に対する、忌避意識、差別意識を持っているという結果が出ています。はっきりとした忌避意識は年々少しずつ減少していると言われてはいますが、10人に2人、100万人に20万人の人が持っている「差別意識」を少ないとみるか、多いとみるか。差別される当事者にとっては、決して看過できない数字です。

部落問題に限らず、差別され、被害をこうむったマイノリティ当事者が人権救済を申し立てる機関が必要であるとあらためて声を大にして訴え、立法府に送り込まれた国会議員に対して、法的不作為状況にあることを伝えていかなければなりません。それと同時に、国内での救済がかなわなかった場合の個人通報制度（選択議定書）の批准を日本政府に強く求めていく必要もあります。世界では116カ国がすでに批准しています。

3 今後の取り組み課題と展望

2016年12月に「部落差別解消推進法」が制定されて以来、多くの自治体が「部落差別防止条例」や「人権平和基本条例」等を制定しています。兵庫県たつの市、加東市をはじめ、福岡県、奈良県、愛知県津島市、宮崎県えびの市、高知県土佐市、高知市、和歌山県湯浅町でも新たな条例が制定されました。とくに「湯浅町部落差別をなくす条例」では、差別行為に対する指導や勧告を規定したほか、インターネット上の部落差別情報のモニタリングについても盛り込まれています。さらに、神奈川県川崎市では「ヘイトスピーチ解消法」制定をふまえて、罰金刑を盛り込んだ条例制定が検討され、素案に対する意見募集（パブリックコメント）では、全国的に「賛成・反対」の表明が双方から呼びかけられましたが、賛成が多数となるなど、私たちの活動の成果が生まれています。京都市においても条例制定に向けた議論を、早急に開始していかなければなりません。まずは、行政と市民が差別をなくすために取り組んでいける中身を、共に考えていくことが重要です。

インターネット上の差別情報の氾濫については、総務省が電気通信事業者協会、テレコムサービス協会、日本インターネットプロバイダー協会、日本ケーブルテレビ連盟の通信事業者関連4団体に、適切な対応を取ることを要請し、またここに加盟していない海外通信業者を含めた意見交換も進めています。また、法務省は2018年12月27日付で「インターネット上の同和地区に関する識別情報の摘示事案の立件及び処理について」を全国の法務局に通知しました。これは、この間わたしたちが取り組んできた鳥取ループ・示現舎による「部落探訪」に対する法務局への申し入れ等の取り組みの成果ですが、鳥取ループは法務省からの説示を回避するために「学術・研究：部落探訪」などとHP上のタイトルを変更して掲載するなど、悪質なごまかしを続けているのです。引き続き削除要請の活動を強めていかなければなりません。

部落差別解消推進法第1条（目的）に「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」とあるように、以前では考えられなかった「アウトシング（＝外側からの暴き行為）」が横行し、部落差別を取り巻く問題が根本的に変化しています。所在としての「被差別部落」をネット上で特定する差別行為と同時に、個人に対する身元調査は、戸籍や住民票等の不正取得によってなされます。そのような行為を許さ

ず抑止するために有効なのが、「事前登録型本人通知制度」です。これは、戸籍や住民票を第三者が取得した場合に、住民票や戸籍が登録されている行政区（区役所等）に事前に登録することによって、その市民に通知してくれるという制度です。しかし、京都市では制度が発足して5年有余が過ぎたものの、10月末の市民登録者数は3,567人、約0.25%にすぎません。市民への周知、登録数を増やす取り組みを進めるよう、京都市行政に働きかけていく必要があります。

「人権教育のための国連10年」に続く人権教育の取り組みとして、2005年からはじまった「人権教育のための世界プログラム」の第4段階の提案がまとまりました。2020年から2024年までの5年間を期間とし、重点対象を「若者」として、包摂と多様性の尊重に力点を置くことが決議されました。このプログラムを活用しながら、さらに市民啓発に取り組んでいきます。

4 具体的な取り組み

私たち京都市実行委員会では、以上のような課題を具体化させ、「部落解放・人権政策確立要求」を勝ち取るべく次の運動を展開します。

- (1) 部落差別解消推進法の具体化を国・地方自治体に求め、中央実行委員会、京都府実行委員会の運動方針にもとづき、積極的に活動していきます。引き続き衆参国会議員に要請行動を行います。
- (2) あいつぐ差別事件・差別事象を広く市民に訴え、その解決に向けて広範な市民と連携し、ともに取り組んでいきます。
- (3) 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を活用し、憲法月間事業、人権月間事業などをおこないます。
- (4) 戸籍謄本等の不正請求を抑止するために、事前登録型本人通知制度の登録拡大にむけて取り組みを進めます。
- (5) 加盟諸団体の部落問題学習・研究等に積極的に参加していきます。
- (6) 部落問題をはじめとしたあらゆる差別撤廃の活動に協賛・参加していきます。